

令和2年度 海水浴場未開設時の海岸利用について

1 基本方針

- ・新型コロナウイルスの影響を鑑み、今年は牧之原市の海水浴場を開設しないが、静波と相良の夏期海岸利用者への安全・安心の確保に努める。
- ・来場者に対して、看板設置などによる「コロナ感染防止策」、「遊泳危険」の注意喚起を行う。
- ・対応期間は、令和2年7月10日（金）～令和2年8月31日（月）（初日は準備日、最終日は片付日）

2 ライフセーバー

- (1) ライフセーバーは「遊泳危険」、「泳がないでください」の注意喚起を行う。
- (2) 例年は警備本部を建設していたが、今年は両海岸に「待機場所」としてトレーラーハウスと仮設テントを設置し、ここを拠点として活動する。

【配置人数の目安】平日：静波2～3人、相良2人、土日祝：静波3～7人、相良3～6人

3 施設・環境

- (1) 海岸に「一般エリア」を設け、サーファーとの住み分けをおこない接触事故を防ぐ。「サーフィンエリア」と「一般エリア」の分けは、「海上のブイ」や「砂浜の旗」などで表示する。
※例年の海水浴場を一般エリアとする
- (2) 放送設備は両海岸とも例年とほぼ同等レベルで設置する。
- (3) 海の家は開設しない。

4 駐車場

- (1) 海水浴場を開設していないので、静波海岸駐車場と相良海岸駐車場の駐車料金の徴収は行わない。
- (2) 静波海岸駐車場の入場可能時間は9：00～15：00（閉鎖時間は19:00～9:00）
- (3) 静波の駐車場入口は中央と女神前、相良の駐車場入口は中央と東。
- (4) コロナ対策として、来場者数を制限するため、静波、相良の駐車場内に「駐車制限区画」を設け、駐車台数を従来の満車数より20～30%減らした形式をとる。

5 委託業務

- (1) 規模を縮小して交通誘導員を警備会社に委託する。
- (2) 期間を短縮して駐車場の閉鎖業務を警備会社に委託する。
- (3) 海岸清掃（例年より規模縮小）とトイレ清掃（例年と同等規模）を静波区に委託する。
- (4) 来場者数の把握と「満車」の掲出等をシルバー人材センターに委託する。

6 その他

- (1) 問題等が発生した場合は関係機関・団体と協議して対応を検討する。
- (2) 牧之原警察署はパトカーによる巡回を実施する。
- (3) 注意報、警報が発令された場合は早めに駐車場を閉鎖する場合がある。

令和2年度 海水浴場未開設時の海岸利用について

牧之原市観光課

【状況】

- ・新型コロナウイルス感染防止のため、海水浴場を開設していません。
- ・海水浴場未開設のため、海の家は設置されません。
- ・海上と海岸は「サーフィンエリア」と「一般エリア」に分ける方式とします。
(例年であれば「サーフィンエリア」と「遊泳エリア」に区分けされている。)

◇◆◇ ルール ◇◆◇

【遊泳について】

- ・海水浴場は未開設であり、安全で安心して利用できる環境を確保することが難しいため「遊泳危険」とします。
- ・「今年は、海水浴場ではありません」ので「泳がないでください。」
- ・設置看板や放送を良く確認してください。
- ・「ライフセーバーからの注意喚起」や「ルール」を守ってください。

【海岸および駐車場での注意点】

- ① 3密（密閉、密集、密接）を避けお互いに十分な距離を取ってください。
- ② できる限り、マスクの着用をお願いします。
- ③ 混雑している時間帯での利用を避けてください。
- ④ 発熱や体調不良の場合は利用をご遠慮ください。
- ⑤ 静波海岸における期間中のチェーンによる駐車場閉鎖時間は、
19時から9時
駐車場入場可能時間は9時から15時まで
(今年度の駐車場制限期間は7月10日から8月31日までの予定)
- ⑥ グループでのパーティーなどの行動は控えてください。
- ⑦ 飲酒は控えてください。
- ⑧ 熱射病や脱水に得にご注意してください。

◇禁止事項

- ・たき火、キャンプ、バーベキュー、スケートボード、犬の放し飼い、堤防からの飛び込み、ゴミ捨て、路上駐車ほか。

① 静波海岸駐車場 駐車禁止区画



② 静波海岸 (一般エリアとサーフィンエリアの目安)



③相良海岸駐車場 駐車禁止区画



④相良海岸（一般エリアとサーフィンエリアの目安）

